

被扶養者の認定について

被扶養者の範囲

健康保険では、被保険者（従業員）の収入で生計を立てている一定の範囲の扶養家族についても給付を行っています。この扶養家族を「被扶養者」と呼びます。

被扶養者になれる人は原則として国内居住者に限られます。ただし、海外に居住していても留学している学生など生活の基礎が国内にあると認められた場合は、例外として認定されます。（※D.国内居住要件の例外参照）

同居（同一世帯）の場合は、年収が130万円未満（60歳以上の方または障害厚生年金の受給要件に該当する方は年収180万円未満）で、かつ被保険者の年収の2分の1未満であることが必要です。

別居の場合は、年収130万円未満（60歳以上の方または障害厚生年金の受給要件に該当する方は年収180万円未満）で、被保険者からの援助額より少ない場合となります。

同居・別居にかかわらず後期高齢者医療制度の対象者（75歳以上の方、または65歳以上で寝たきり等の状態にある方で当医療制度に加入された方）は被扶養者になることはできません。

被扶養者の認定基準

1. 3親等内の親族であること（※A.被扶養者の範囲図参照）

2. 被保険者（本人）により生計が維持されていること

収入のある者についての認定基準

- ① 60歳未満 … 年間130万円未満
- ② 60歳以上または障害年金受給者 … 年間180万円未満
- ③ 1週間の所定労働時間、1ヶ月の所定日数が当該事業所で働く、同一業務に従事する一般従業員の3/4未満

※「年間」とは、直近の収入金額からこの先の「予測値」で算出します。税法上の扶養者になる1月から12月の範囲ではありませんので、年間調整の考え方もありません。

勤労収入がある方は、現状の収入金額がこの先1年間続いた場合に、年額130万円（上記②の場合は180万円）以上にならない事が要件になります。

【計算式】

直近の給与明細3か月分の平均×12ヶ月が、130万円未満（上記②の場合は180万円未満）

※認定期間中のどの部分を計算しても、上記金額を超えないこと。また、賞与がある場合は、その金額も算入します。）

被扶養者認定後の資格確認について

被扶養者認定後、引き続き被扶養者として適正かどうかを法に基づいて調査を行います。（年に1回）
その結果、被扶養者として該当しなかった場合は、被扶養者資格を喪失することになり、医療費を返還
頂くことがありますので、認定基準を正しく守って頂きますようお願いいたします。

被扶養者認定日について

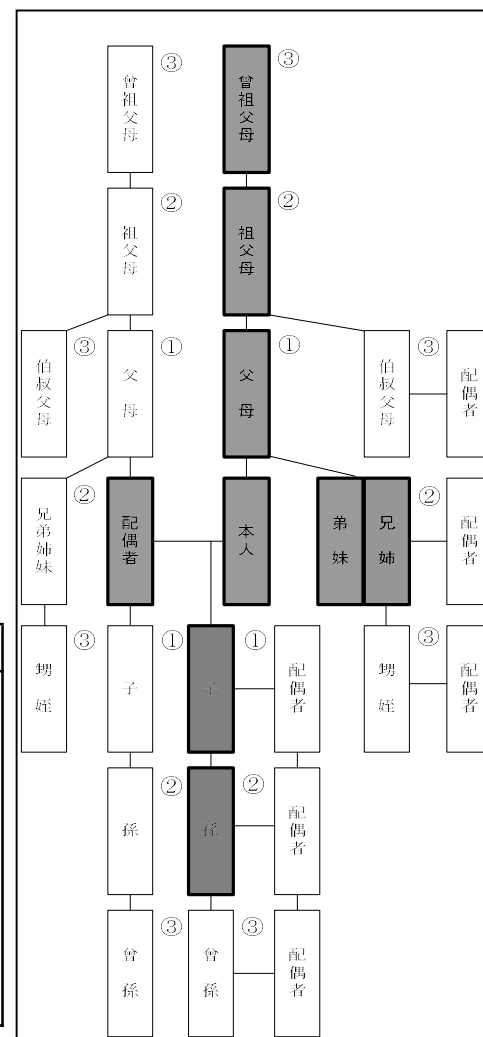
小島健康保険組合では、被扶養者を有するに至った日から1ヶ月以内に申請を行い、その証明書類を添付して
頂ける場合は、遡って被扶養者認定を行っております。
ただし、1ヶ月以上経過した場合の被扶養者認定日は小島健康保険組合に書類が届いた日（受付日）となります。
【子の出生の場合は除く】

収入の考え方

収入がある方の被扶養者認定については、住民税の課税・非課税を問わず、恒常的な「収入」全てが該当します。
（所得金額ではありません。）
※一時的収入は、被扶養者認定の際の収入とみなしません。

収入となるもの	収入にならないもの
① 給与収入	① 厚生年金基金、企業年金基金等の一時金
② 賞与	② 退職金
③ 利子収入	③ 宝くじ
④ 株式配当及び、その他運用収入	④ 株等の売却益
⑤ 各種年金	⑤ 遺産相続や贈与による収入
⑥ 雇用保険失業給付	⑥ 生命保険等の満期一時金
⑦ 傷病手当金	⑦ 雇用保険の再就職手当 など
⑧ 出産手当金	
⑨ 不動産収入 など	

【A.被扶養者の範囲図】



※

1. 右肩の数字は親等を示します。
2. 網掛以外の方は、被保険者と同一世帯に属していない場合は被扶養者になることが出来ません。

被扶養者を増やす場合に必要な書類

- 健康保険被扶養者異動届

※16歳以上は、『扶養家族現況届』欄の記入が必要です。

- 住民票（※コピー可）

- 配偶者（20歳以上、60歳未満）を申請する場合は、『国民年金第3号被保険者関係届』が必要です。

【注意事項】

次の方は被扶養者になることができません。

- ① 日本国内に住所を有さない方（※例外あり）
- ② 年間収入限度額130万円（認定対象者が60歳以上または障害年金の受給要件に該当する程度の障害者の場合は180万円）を超える場合
- ③ 認定対象者の年間収入が上記の限度額以内であっても被保険者の収入の2分の1を超える場合
- ④ 認定対象者が被保険者と別居していて、年間収入が上記の収入限度額以内であっても、被保険者からの仕送り額より多い場合

添付書類一覧

申請理由	添付書類
出 生	添付書類不要（出生日が扶養し始めた日となります。）
退 職	1. 資格喪失連絡票、資格喪失証明書等（退職日、資格喪失日が分かる書類） 2. 失業給付の受給資格がある場合 ① 受給しない ・・・ 離職票1及び2のコピー（後日提出可） ② 申請予定 ・・・ 離職票1及び2のコピー（後日提出可） ③ 申請中 ・・・ 受給資格者証の両面コピー（申請時に添付） ④ 受給期間延長 ・・・ 延長通知書のコピー（後日提出可）
婚 姻	1. 入籍日を認定日としたい場合 ⇒ 戸籍謄本等の入籍日が分かる書類 2. 上記以外の場合 ⇒ 健保受付日（入籍日以降）
被 保 険 者 取 得 (被保険者の取得と同時に扶養申請する場合)	1. 配偶者 ① 収入無し ・・・ 添付書類不要 ② 収入あり ・・・ ※B.収入別証明書類参照 2. 16歳以上の子供 ① 学生 ・・・ 学生証のコピー（異動届に学校名・学年の記載があれば不要） ② 収入あり ・・・ ※B.収入別証明書類参照 3. 16歳未満の子供 ・・・ 添付書類不要 4. 父母・祖父母・曾祖父母（別居の場合、仕送り等の証明が必要。※C.月当たり仕送り金額参照） ① 収入無し ・・・ 添付書類不要 ② 収入あり ・・・ ※B.収入別証明書類参照

B.収入別証明書類

収入の種類	詳細	証明書類
勤労収入	パート・アルバイト・内職等	直近3ヶ月分の給与明細（写） 労働契約に関する証明書【小島健保様式】
各種年金	国民年金・厚生年金・企業年金・自社年金・ 遺族年金・障害年金・個人年金・船員年金・ 石炭鉱業年金・恩給 等	直近の年金改定通知書（写） 直近の年金振込通知書（写）
利子 配当収入	預貯金・株取引 等	通帳の写し、もしくはその金額が証明出来るもの
不動産収入 賃貸料収入	土地・家屋・駐車場等の不動産賃貸収入	毎月の賃貸収入が分かる書類【振込通知書】（写）、 契約書（写）、もしくは確定申告書（写）
雇用保険	基本手当（失業給付）	雇用保険受給資格者証のコピー
休業補償	労災保険法の休業補償給付、健康保険法の傷病手当金 出産手当金	支払決定通知書（写）【日額が記載されているもの】

※上記以外で、健保が必要と判断した場合は別途追加書類をお願いする場合があります。

※書類をもって証明できない場合は、被扶養者となることが出来ませんので十分注意してください。

C.月当たり仕送り金額

区分	詳細	証明書類
60歳未満	60,000円を下限とし、申請扶養家族の 年収の1/12以上	それぞれ60,000円を下限とし、申請扶養家族の 年収の1/12以上
60歳以上		

被保険者は被扶養者となる方の年収以上の仕送り（下限60,000円）を毎月継続して行う必要があります。

⇒ 手渡し不可。必ず被扶養者名義の通帳口座に送金することが必要です。

扶養申請する際に、直近3ヶ月分の送金の証明の提出が必要です。

D.国内居住要件の例外

番号	要件
①	外国において留学をする学生
②	外国に赴任する被保険者に同行する者
③	観光、保養又はボランティア活動その他、就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者
④	被保険者が外国に赴任している間に、当該被保険者との身分関係が生じた者であり、②と同等と認められる者
⑤	①～④に掲げるものの他、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者 【具体例】留学等の理由で渡航する被扶養者の海外在住中に生まれた子供等

被扶養者を減らす場合に必要な書類

- 健康保険被扶養者異動届
※『扶養家族現況届』欄の記入は不要です。
- 配偶者（20歳以上、60歳未満）を申請する場合、減らす理由が収入増加または離婚の場合は『国民年金第3号被保険者関係届』が必要です。

添付書類一覧

申請理由	添付書類
就 職	就職先の健康保険証のコピー
収入増 (パート・アルバイト等)	直近3ヶ月分の給与明細のコピー
婚 姻	1. 当健保脱退後、相手の扶養に入る場合 ⇒ 戸籍謄本等の入籍日が分かる書類 2. 相手方の健保に加入後、当健保を外れる場合 ⇒ 相手方健康保険証のコピー
離 姻	1. 配偶者が外れる場合 ⇒ 添付書類不要（離婚届が受理された日が削除日となります。） 2. 子が外れる場合 ⇒ 離婚受理証明書、戸籍謄本、家庭裁判所の証明等
死 亡	死亡診断書のコピー
失業給付受給	雇用保険受給資格者証の両面コピー
後期高齢者医療制度へ加入	添付書類不要（75歳の誕生日が削除日となります。）